

国民健康保険・健（検）診

国民健康保険（こんなときは国保の窓口へ届出を） 問 市民課国民健康保険係 ☎62-3144

	こんなとき	届出に必要なもの
国保に加入するとき	ほかの市区町村から転入してきたとき	▶ほかの市区町村の転出証明書 ▶印鑑
	職場の健康保険をやめたとき	▶職場の健康保険をやめた証明書 ▶印鑑
	職場の健康保険の被扶養者からはずれたとき	▶職場の健康保険脱退証明書 ▶印鑑
	子どもが生まれたとき	▶世帯主（親）の保険証 ▶印鑑
	生活保護を受けなくなったとき	▶保護廃止決定通知書 ▶印鑑
国保をやめるとき	ほかの市区町村へ転出するとき	▶保険証 ▶印鑑
	職場の健康保険に加入したとき	▶職場の健康保険の保険証（未交付の場合は加入した事を証明するもの）
	職場の健康保険の被扶養者になったとき	▶保険証 ▶印鑑
	国保被保険者が死亡したとき	▶保険証 ▶印鑑
	生活保護を受け始めたとき	▶保護開始決定通知書 ▶保険証 ▶印鑑
限度額適用・標準負担額減額認定証の申請をするとき	入院や高額な外来診療を受けるとき	▶保険証 ▶印鑑
特定疾病療養受療証の申請をするとき	慢性腎不全、血友病、HIV感染症など厚生労働大臣が指定する特定疾病の方	▶保険証 ▶印鑑 ▶特定疾病療養に関する医師の意見書
交通事故にあったとき	交通事故などで、第三者から傷害を受けて、国保でお医者さんにかかるとき（示談のあとでは国保が使えません）	▶事故証明書（後日でも可） ▶保険証 ▶印鑑
その他	同じ市区町村内で住所が変わったとき	▶保険証 ▶印鑑
	世帯主や氏名が変わったとき	
	世帯が分かれたり、一緒になったとき	
	就学のため、別に住所を定めるとき	▶在学証明書または学生証 ▶保険証 ▶印鑑
	保険証をなくした（汚れて使えなくなった）とき	▶本人確認できるもの（使えなくなった保険証など） ▶代理人の場合は代理人の身分確認できるもの ▶印鑑

※手続きの際は、本人確認の書類とマイナンバーカードなど個人番号が分かるものが必要です。



健（検）診等

問 保健センター
特定健診・健康診査①、歯科健診①は市民課国民健康保険係 ☎62-1173
特定健診・健康診査②、歯科健診②は市民課医療年金係 ☎62-3144
☎63-0136

おとなの検診	対象
乳がん検診	40歳以上の女性※親・姉妹に同種がん既往者がいる場合は30歳以上の女性
子宮頸部がん検診	20歳以上の女性
胃がん・肺がん・大腸がん検診	40歳以上の市民 ※親・兄弟・姉妹に同種がん既往者がいる場合は30歳以上の市民
特定健診・健康診査	①美唄市国保加入の20～74歳の方 ②後期高齢者医療加入の市民 ③その他の保険（協会けんぽ等）加入の40歳以上の家族（市民） ④40歳以上の美唄市生活保護受給者
歯科健診	①美唄市国保加入の20～74歳の方 ②後期高齢者医療加入の市民
肝炎ウイルス検診	40歳以上で過去に肝炎ウイルス検診を受けたことのない市民
エキノコックス症検診	小学校3年生以上で過去5年間検診を受けていない市民
ピロリ菌検査（抗原検査（便））	40歳以上の市民
骨検診（骨密度検査超音波法）	40歳以上の女性 ※希望者は20歳以上

健康・栄養相談

健康相談（病気と予防）	保健センター（☎62-1173）
健康教育（食生活、運動、心の健康、喫煙・受動喫煙、アルコール、口腔など）	
訪問指導 ※保健師、管理栄養士が訪問します。	